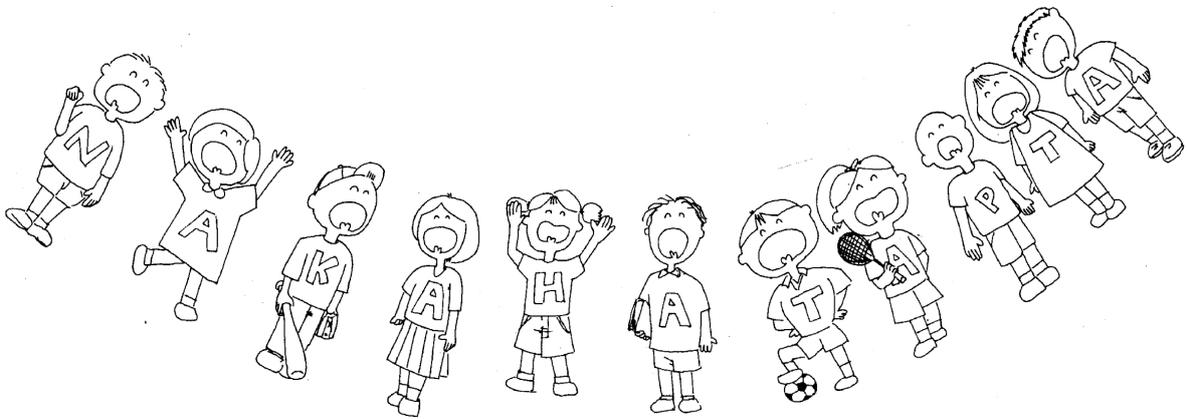


2025 年度
中幡小 P T A 規約



渋谷区立中幡小学校 P T A

〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷 3 - 4 9 - 1

ホームページ <http://nakahatapta.tokyo>

E-mail soumu.nakahatapta@gmail.com

P T A 活動とは……

保護者と教師が力を合わせ、子どもたちの成長を温かく見守っていくためのものです。

小学校で過ごす6年間は長いようで、あっという間に過ぎてしまいます。その貴重な時間を、子どもたちが楽しく健やかに過ごせるよう、保護者同士、そして学校と連携し、協力して、様々な取り組みを行っています。

P T Aは、決して難しいものでも、強制するものでもありません。
「できる時に、できる事を、できる人が」お互いに助け合っています。

P T A 活動での実際の声をご紹介します

・「保育園のお友達もいないため、入学時は知り合いもなく、不安でした。P T A 活動に参加したことで、同じクラスの保護者や、違う学年の保護者と交流をもつことができ、色々な話を聞くことができました」

・「P T Aの委員会に参加するようになってから、学校に行く機会が増え、学校の様子がよくわかり、先生と話をする機会が増えた。また、普段なかなか見ることのできない学校での子どもたちの様子を見ることができたのは良かった」

・「秋にP T A主催で開催されるイベント『中幡っこフェスタ』は、準備が大変だけれど、その分成功した時の喜びも大きいです。在校生だけでなく、近隣の子ども達も参加してくれて、『楽しかったです』と言われました」

・学校の行事を円滑に進めるお手伝いをする、学校と保護者の間をつなぐ広報誌を作る、子どもたちが楽しめるお祭を開催する、親子で参加できるサッカーや野球のスポーツ観戦を行う、イベントなどで子どもたちを見守る、スポーツなどのサークルに参加する……など、P T Aには様々な活動があります。詳しくは、別に配布した「P T A 委員・係活動」に書かれていますので、ご覧ください。

渋谷区立中幡小学校 P T A 規約

第 1 章 名称と事務所

第 1 条 本会は、渋谷区立中幡小学校 P T A といいます。

第 2 条 本会は、事務所を中幡小学校（〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷 3-4 9-1）内に置きます。

第 2 章 目的と活動

第 3 条 本会は、本校に在籍する児童の父母、あるいはこれに代わる保護者（以下、保護者といいます）と、本校に勤務する教員とが協力して、家庭と学校と社会での児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とします。

第 4 条 本会は、その目的を達成するために、次の活動をします。

1. よい保護者、よい教員になるように努力します。
2. 家庭と学校とで緊密な連絡を取って、児童の生活をよくする活動をします。
3. 公教育費を充実させるように努力します。
4. そのほか、本会の目的を達成するのに必要な活動をします。

第 3 章 方 針

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動します。

1. 児童の教育や福祉のために活動する他の団体や機関と協力します。
2. 本会は、特定の政党や宗派にかたよる行為や、営利を目的とする行為は行いません。
3. 本会あるいは、本会役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しません。
4. 学校の人事そのほか管理には干渉しません。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会会員には、次の 2 項のどちらかに該当する方がなることができます。

1. 本校に在籍する児童の保護者
2. 本校に勤務する教員

第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとします。

会費は、1 児童 年間 3,600 円（在校 3 人目以降免除）とします。

ただし転入生は、転入翌月より月額 300 円とします。

会費は上記金額を上限とし、予算委員会にて変更を可能とします。

第 8 条 会員は、どなたも平等の義務と権利をもっています。

第 9 条 本会の会員は、渋谷区立小学校 P T A 連合会連絡協議会会員となります。

第 5 章 経 理

- 第 10 条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入によって賄われます。
- 第 11 条 本会の経理は、総会で議決された予算にしたがって行われます。
- 第 12 条 本会の決算は、会計監査の後に総会に報告され、承認してもらわなければなりません。
- 第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わります。

第 6 章 役員と委員

- 第 14 条 本会に次の役員を置きます。(P・・・PTA T・・・教員)
- | | |
|-----|--------------------|
| 会 長 | 1 名 (P) |
| 副会長 | 5 名以上 (P 4 以上 T 1) |
| 庶 務 | 3 名以上 (P 2 以上 T 1) |
| 会 計 | 3 名以上 (P 2 以上 T 1) |
- 第 15 条 本会に、次の委員を置きます。
- | | |
|---------|-----|
| 学 級 委 員 | 若干名 |
| 広 報 委 員 | 若干名 |
| 校 外 委 員 | 若干名 |
| 学校保健委員 | 若干名 |
- 第 16 条 役員は、次の方法で選びます。
1. 会長、副会長、庶務、会計は役員選出委員会により本人の承諾を得て選出し、総会の承認をいただきます。
 2. 教員側役員は、教員側で決めます。
- 第 17 条 委員は、次の方法で選びます。
1. 学級委員は、学級会で選びます。
 2. 広報委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
 3. 校外委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
 4. 学校保健委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
- 第 18 条 役員、委員の任期は 1 年とします。但し、再任を妨げないものとします。欠員ができた時は、前条に従って補充し、その任期は前の方の残り期間とします。
- 第 19 条 会長は、次の仕事をします。
1. 本会を代表し、会務を統理します。
 2. 総会、実行委員会、総務会、会計監査委員会を招集します。
 3. 歴代会長、副会長を顧問として委嘱します。
- 第 20 条 副会長は、会長を助け、会長にやむを得ない事情がある場合はその任務を代行します。
- 第 21 条 庶務は次の仕事をします。

1. 総会、実行委員会の通知、議事録の作成保管、その他会の活動に関する重要事項を記録します。

2. 会長の指示で本会の庶務をします。

第 22 条 会計は、次の仕事をします。

1. 総会で決定した予算に従って、一切の会計事務を処理します。

2. 総会で、会計監査委員の監査を通過した決算報告をします。

3. 本会の財産を管理します。

4. 予算の立案について協力します。

第 7 章 会計監査委員

第 23 条 本会の経理を監査するために、2 名(P)の会計監査委員を置きます。

第 24 条 会計監査委員は第 16 条第 1 号に準じて選びます。

第 25 条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査をします。

第 26 条 会計監査委員の任期は、1 年とします。但し、再任を妨げないものとします。

任期は、最長 2 年までとします。欠員ができた時は、第 24 条に従って補充し、その任期は前の方の残り期間とします。

第 8 章 会 議

第 27 条 本会の会議は、総会、実行委員会、総務会とします。

どの会議でも、議事は出席者の過半数の同意で決定します。

第 28 条 総会は、全会員で構成され、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立します。

総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を議決します。

1. 役員の承認

2. 決算の承認

3. 事業と予算案の承認

4. 規約の変更

5. そのほかの重要事項

第 29 条 総会は、定期総会と臨時総会があります。定期総会は、年度当初および年度末に開きます。臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時に開きます。

第 30 条 実行委員会は、役員、学級の代表、広報、校外、学校保健の各正、副委員長及び教員代表で構成され、次の事項を検討処理します。

1. 事業計画の調整

2. 委員会の連絡

3. 広報活動の方針

4. 校外活動の方針

5. 学校保健活動の方針

6. 特別委員活動の方針

7. 総会提出の議案

8. そのほかの重要事項

第 31 条 実行委員会は、適宜定例会を開きます。そのほか、会長が必要と認めた時は臨時に開くことができます。

第 32 条 総務会は、役員で構成し、緊急事項の処理に当たります。

第 33 条 総務会は、会長が必要と認めた時、会を招集します。

第 9 章 常置委員会と特別委員会

第 34 条 本会の活動に必要な事項を達成するために、次の委員会を置きます。

常置委員：学年（学級）委員会・広報委員会・校外委員会・学校保健委員会

第 35 条 特別な事項で必要がある時は、実行委員会の議決で特別委員会を作ることができます。

第 36 条 委員長は、会長連名で委員会を招集して、議長となります。

第 10 章 学 級 会

第 37 条 学級会は、学級の保護者と担任で構成し、学級委員（学年委員を兼ねる）を選び、担任に協力して、教育効果を高めるために活動します。

第 38 条 学級会は、P T Aの基礎的な会合で、随時開きます。

第 11 章 任 意 活 動

第 39 条 P T Aサークル

1. 会員は、本規約の趣旨に沿って P T Aサークルを設立することができます。

2. P T Aサークルの活動は、P T Aサークルの規定をもとに行います。

第 40 条 校庭開放サポート会

1. 校庭開放サポート会は、P T A会員で構成され、主体的に活動します。

2. 校庭開放サポート会の活動は、校庭開放サポート会の規定をもとに行います。

第 12 章 細 則

第 41 条 本会の運営で、必要な細則は、この規約に反しない限り、実行委員会の議決で決めることができます。

第 13 章 改 正

第 42 条 この規約は、第 27 条の規定に関係なく、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することはできません。

第 14 章 付 則

- 第 43 条 校長はどの会議にも出席して、意見を述べることができます。
- 第 44 条 第 6 章第 18 条の但し書きは、特別の事由（役員選出委員会の要請）がある場合に限り、実行委員会の承認を得て適用しない事ができます。
- 第 45 条 この規約は、平成 23 年 3 月 22 日から施行します。
- 第 46 条 この規約は、平成 27 年 2 月 19 日に一部改正し、同日から施行します。
- 第 47 条 この規約は、平成 30 年 3 月 3 日に一部改正し、同日から施行します。
- 第 48 条 この規約は、令和 3 年 5 月 28 日に一部改正し、同日から施行します。
- 第 49 条 この規約は、令和 4 年 3 月 20 日に一部改正し、同日から施行します。
- 第 50 条 この規約は、令和 4 年 5 月 13 日に一部改正し、同日から施行します。
- 第 51 条 この規約は、令和 5 年 5 月 18 日に一部改正し、同日から施行します。

平成 23 年 3 月 22 日改定
平成 27 年 2 月 19 日一部改正
平成 30 年 3 月 3 日一部改正
令和 3 年 5 月 28 日一部改正
令和 4 年 3 月 20 日一部改正
令和 4 年 5 月 13 日に一部改正
令和 5 年 5 月 18 日に一部改正

渋谷区立中幡小学校 P T A 規約細則

第 1 章 経 理

- 第 1 条 会費の納入方法は、児童毎にします。
- 第 2 条 本会に属する金銭はすべて公金であります。その予算執行及び運用については適正に行われなければなりません。
- 第 3 条 予算執行の担当者は、担当項目について、予算書に従い、執行する事を原則とします。但し、会長の許可を得たときには、項目内の流用ができます。
- 第 4 条 予備費からの補充は、実行委員会に 2 分の 1 以上が出席しその議決権の過半数をもって行います。

第 2 章 役員及び委員の選出

- 第 5 条 本会の役員並びに監査委員は、会員によって推薦された候補者の中から、役員選出委員会において選出します。
- 第 6 条 学級委員は、学級の代表 1 名を選出します。学級の代表はその学年の委員長 1 名を選出します。
- 第 7 条 広報委員は、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出します。別に教員 1 名が副委員長となります。
- 第 8 条 校外委員は、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出します。別に教員 1 名が副委員長となります。
- 第 9 条 学校保健委員は、委員長 1 名、副委員長 2 名を選出します。別に教員 1 名が副委員長となります。
- 第 10 条 役員選出委員は、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出します。別に教員 1 名が副委員長となります。
- 第 11 条 中幡っこフェスタ委員においては、委員長 1 名、副委員長、会計、庶務各 2 名を選出します。別に教員 2 名が副委員長となります。
- 第 12 条 各委員は、原則として兼任はできません。しかし特別な場合には、これを妨げません。

第 3 章 常置委員会及び特別委員会

- 第 13 条 学年委員会は、各学級委員、広報委員、校外委員、学校保健委員、役員選出委員、中幡っこフェスタ委員と担任教師によって構成され、学級会での話し合い、学級間の調整などを中心に教育効果を高めるために活動します。
- 第 14 条 広報委員会は、本会の P R のための会報発行の推進機関となり、その他資料集めや依頼された調査などを実施します。
- 第 15 条 校外委員会は、校外における危険から児童を守るために企画し実施します。
- 第 16 条 学校保健委員会は、児童の心身の健全な発育のための情報や学習の場を会員に提

供するために活動します。

第 17 条 特別委員会の設置は、実行委員会に 2 分の 1 以上が出席しその議決権の過半数をもって行います。

第 18 条 特別委員会には、次のようなものがあります。

1. 役員選出委員会

役員選出委員は、各学年 2 名以上（但し 3 学級ある学年は 3 名以上）、教員、当年度役員より各 1 名となります。

2. 中幡つこフェスタ委員会

中幡つこフェスタ委員会は、各学年 3 名以上、教員、当年度役員より各 1 名となります。

第 4 章 学 級 会

第 19 条 学級会は P T A 活動の基盤であります。学級会を通じて、規約第 2 章の実現を図ります。

第 20 条 学級の代表は学級担任と協議し、必要に応じて学級会あるいは学年の合同学級会を開きます。

第 5 章 P T A サークル

第 21 条 P T A サークルは会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とします。但し、P T A 会員以外の者（以下「一般会員」といいます）が、地域親睦を目的に入会することを妨げません。

第 22 条 P T A サークルの承認は、次の条件より実行委員会で出席者の 3 分の 2 の決議をもって行います。

- 1 P T A サークルの目的を遵守すること。
- 2 過半数以上を P T A 会員が占めること。
- 3 代表者および会計管理者を置き、P T A 会員より選出すること。但し兼任を妨げません。
- 4 承認後、条件を満たさない事情が発生した場合には、目的を達成するために必要な判断は、第 27 条に定める出席をもって、実行委員会で出席者の 3 分の 2 の決議をもって行います。

第 22 条 第 24 条により承認を受けたものに限り、本校の「P T A サークル」と称することができます。

第 24 条 承認申請には、次の書面を整備し副本を実行委員会に提出します。

1. サークル規約および会員名簿（住所氏名および学年）
 - 1 代表者、会計管理者およびその他の役名を明記すること。
2. 入会申込書（募集要項）。
 - 1 損害賠償対応を明記すること。
3. P T A サークル代表者は前項 1. 2. に変更あった場合は、速やかに実

行委員会に届け出るものとします。

第 25 条 P T A 会長の招集により、代表者および指名を受けた者は実行委員会に出席し意見を述べることができます。

第 6 章 校庭開放サポート会

第 26 条 校庭開放サポート会は、放課後クラブ（渋谷区教育委員会が委託）と協力・連携しながら、校庭開放の管理運営をおこないます。

第 27 条 校庭開放サポート会の会員（以下、サポート員）は、P T A 会員の中から募り、会長がこれを委嘱します。

第 28 条 サポート員は、代表者 1 名を選出します。

第 29 条 校庭開放サポート会は次の活動を行います。

1. 校庭開放の実施要項の作成
2. 保護者当番の募集
3. 当番表の作成と配布
4. 備品の管理
5. 保護者当番で発生する謝金の事務手続き
6. 校庭開放指導員説明会の事務局業務

第 30 条 P T A 会長の招集により、代表者および指名を受けた者は実行委員会に出席し意見を述べることができます。

第 7 章 付 則

第 31 条 この細則は、実行委員会において改正することができます。

第 32 条 この細則は、平成 20 年 3 月 18 日から施行します。

第 33 条 この細則は、平成 27 年 2 月 19 日に一部改正し、同日から施行します。

第 34 条 この細則は、令和 2 年 3 月 7 日に一部改正し、同日から施行します。

第 35 条 この細則は、令和 4 年 3 月 20 日に一部改正し、同日から施行します。

第 36 条 この細則は、令和 6 年 3 月 15 日に一部改正し、同日から施行します。

第 37 条 この細則は、令和 7 年 3 月 24 日に一部改正し、同日から施行します。

平成 20 年 3 月 18 日改正

平成 27 年 2 月 19 日一部改正

平成 31 年 3 月 2 日一部改正

令和 2 年 3 月 7 日一部改正

令和 4 年 3 月 20 日一部改正

令和 6 年 3 月 15 日一部改正

令和 7 年 3 月 24 日一部改正

PTA 慶弔内規

死亡	児童	一律 10,000円分
	会員	一律 10,000円分
	主事・事務本人	一律 10,000円分

※その他、特別事項については、都度、総務会にて協議の上、決定する。

平成 28 年 3 月 5 日改定

渋谷区立中幡小学校 P T A 個人情報取扱細則

第1章 目的

第1条 この細則は、渋谷区立中幡小学校 P T A（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿、会員名簿、行事・イベント等の申込書その他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2章 定義

第2条 この細則における用語の定義は、次の号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、電話番号その他の記述または住所など当該個人を識別できるものをいう。
- (2) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年個人の保護者をいう

第3章 責務

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会が実施するあらゆる活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第4章 個人情報保護管理者

- 第4条**
1. 本会における個人情報管理者は、本会会長とする。
 2. 個人情報管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
 3. 個人情報管理者は、一人又は複数人の個人情報管理者代行を置くことができる。管理者代行は、個人情報管理者の指揮監督のもとでその職務を代行する。

第5章 利用目的の特定

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報の利用目的を定め、これを本人に明示する。

第6章 個人情報の利用の制限

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、収集した個人情報を前条の利用目的以外に利用しない。

第7章 個人情報の管理

- 第7条** 1. 個人情報は、個人情報管理者、その他個人情報を取り扱う役員が適正に管理する。
2. 個人情報管理者、その他個人情報を取り扱う役員は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏洩その他の事故の防止に努めなければならない。
3. 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティソフトやパスワードロックを導入するなど、適切な環境のもとで保管されなければならない。
4. 利用目的を達成し不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第8章 秘密保持義務

- 第8条** 個人情報管理者、その他個人情報を取り扱う役員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9章 第三者への提供の制限

- 第9条** 本会が収集した個人情報は、次にあげる場合又はあらかじめ本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第10章 個人情報の開示請求

- 第10条** 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人に係る個人情報を保有していないときにその旨を開示することを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれか該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の活動の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

第 1 1 章 個人情報訂正または削除請求

第 11 条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、当該個人情報の訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、法令に従ってこれに対応する。

第 1 2 章 漏えい時等の対応

第 12 条 本会会員は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏洩その他の事故が発生したこと、または発生するおそれがあることを把握した場合、その旨を直ちに個人情報管理者に報告するものとする。

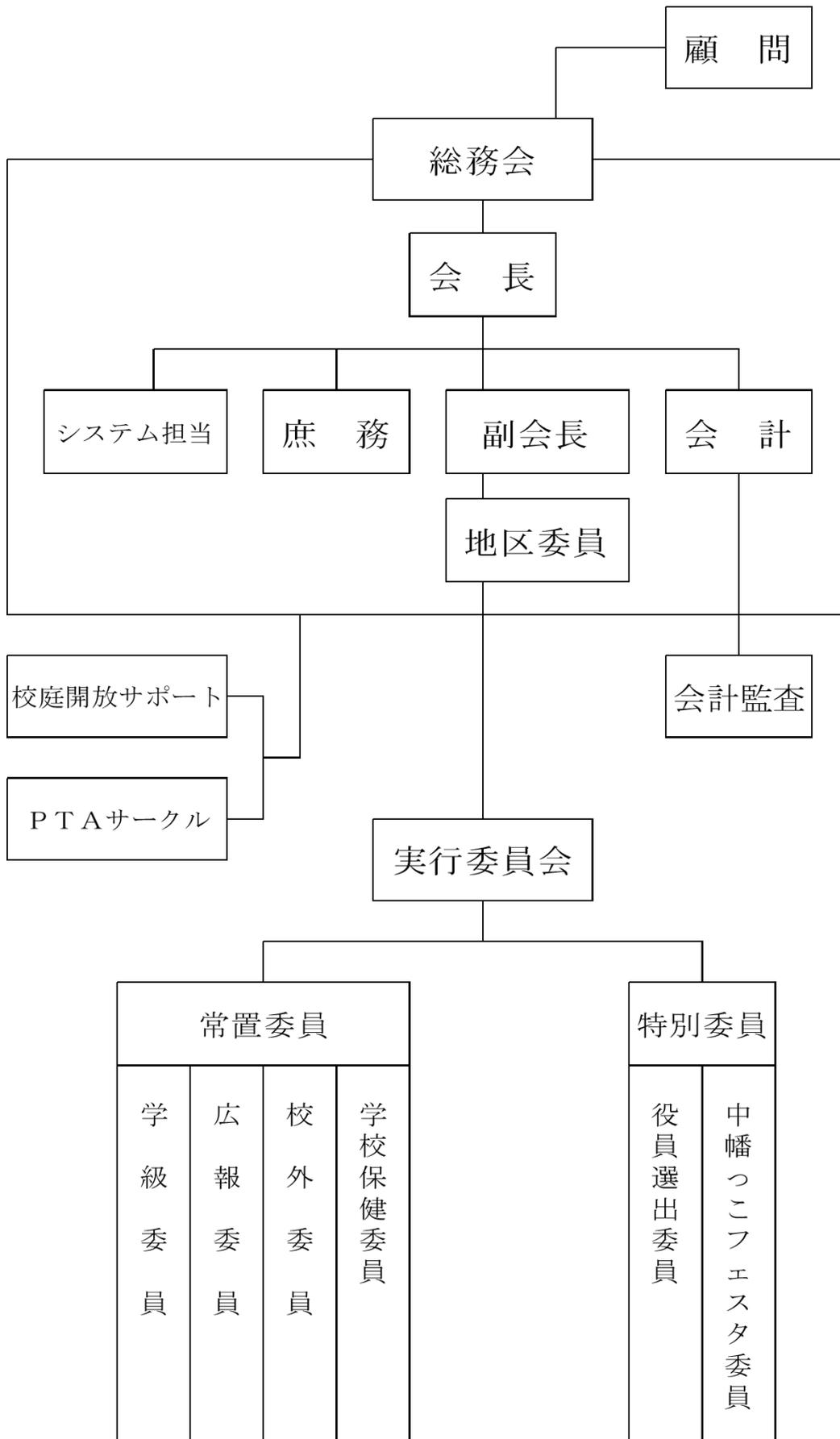
第 1 3 章 苦情の処理

第 13 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 1 4 章 付 則

第 14 条 本細則の改正は、実行委員会の決議をもって行う。

第 15 条 本細則は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。



令和4年3月20日改定